参考資料３

都の食品安全確保対策の体系

土壌・水・大気 → 生産 → 輸入・製造 → 流通 → 消費

生産から消費に至るすべての段階での安全確保

各局連携に基づく安全確保対策の推進

環境に由来する安全対策

◆環境局

- 環境中の有害化学物質の調査

生産段階での安全対策

◆産業労働局

- 農薬・肥飼料・動物用医薬品の使用に関する監視指導
- 安全確保に向けた技術開発・支援
- 生産段階での安全確保に係る指導
- 事業者による生産情報の整備・公開の促進

生産物の監視
農薬、抗菌性物質等の検査

連携・情報提供

卸売市場での安全対策

◆中央卸売市場

- 卸売市場を通じた安全な食品の供給
- 卸売市場内の事業者に対する食品安全に関する指導

消費段階での安全対策

◆生活文化局

- 安全に関する情報収集・提供
- 適正な取引・表示に関する指導
- 都民からの申出制度
- 消費者教育

連携・情報提供

流通食品の監視指導・検査

製造・輸入から消費に至る安全対策

連携・情報提供

食品中の有害化学物質の調査など
（水銀、PCB、ﾀﾞｲｵｷｼﾝ等）

◆福祉保健局

- 製造者・加工者、輸入者、販売者等に対する監視指導
- 食品、添加物、器具、容器包装の安全性に関する検査・調査
- 適正な表示に関する指導
- 事業者、都民への食品安全に関する普及啓発、意見・情報交流の促進

消費者からの苦情・相談
都民への講習会

連携・情報提供